

第54回青森県情報公開・個人情報保護審査会会議録

1 開催日時

平成27年4月13日(金)14:51～17:01

2 開催場所

県庁舎北棟2階A会議室

3 出席者

- | | | | |
|---------|-------------------------|-------------------|-------|
| (1) 審査会 | 会長 | 石岡 隆司 | |
| | 会長職務代理者 | 竹本 真紀 | |
| | 委員 | 一條 敦子、大矢 奈美、河合 正雄 | |
| (2) 事務局 | 総務部総務学事課課長 | | 前田 泰三 |
| | 同課長代理 | | 白山 昭彦 |
| | 同情報公開グループマネージャー(副参事) | | 小坂 秀滋 |
| | 同情報公開グループサブマネージャー(総括主幹) | | 鶴谷 卓司 |
| | 同情報公開グループ主幹 | | 飛内 健 |
| | 同情報公開グループ主事 | | 秋元 紗織 |

4 案件

- (1) 青森県個人情報保護条例の改正に係る諮問についての審査
- (2) 行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てに係る諮問についての審査
(退職手当計算書)
- (3) 保有個人情報一部開示決定処分に対する審査請求に係る諮問についての審査
(物件事務報告書等)
- (4) 行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てに係る諮問についての審査
(行政文書開示決定通知書(肝炎ウィルス検査事業要綱)に係る起案決裁文書)

5 概要

会長 それでは審査会を始める。最初に条例改正の方から。事務局から説明をお願いします。

【事務局からの説明】

事務局 「青森県個人情報保護条例の改正について(答申)」を御覧いただきたい。

前回の審査会では、概ね、基本的な方向性、考え方についてはよろしいだろうというお話をいただいた。

構成としては、まず、答申に当たっての考え方について記載し、その後、目次のとおり、各項目について。そして参考として、最後にこれまでの答申と同様に、処理経過の概要や名簿、現行の条文を添付するという構成になっている。

まずは「答申に当たって」の部分から説明する。

この「答申に当たって」の部分は、答申に当たっての考え方を記載したものであるが、なぜ通常の個人情報よりも特定個人情報の方を厳格にしなければいけないかという大前提、考え方の部分を盛り込んだ形にしている。

『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）が、平成25年5月31日に公布され、社会保障・税番号制度が導入されることとなったが、この番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）であるとされている。

番号利用法では、番号制度に対する懸念（個人情報の一元管理、不正追跡・突合、財産その他の被害等）に対し、制度面における各種保護措置を講ずることとしており、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）について、現行の個人情報保護法制よりも更に厳格な個人情報保護措置を講ずることを求めている。

これは、特定個人情報は、個人番号の悉皆性、唯一無二性のため個人識別性が極めて高く、また法定された目的の範囲内とはいえ、データマッチングが行われるから、現行の個人情報保護法制による規律のみでは個人情報保護として十分とはいえず、番号利用法により特例を設けて、規制を強化しているものである。

一方、番号利用法第31条では、地方公共団体についても、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等及び番号利用法の規定により行政機関の長等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとされている。

このような背景から、本審査会は、青森県知事から諮問を受け、審議を行ってきたところであるが、実施機関が保有する特定個人情報の適切な取扱いの確保等を図り、個人の権利利益が保護されることを期待して審議を行ってきた。

知事におかれては、本県における特定個人情報の適正な取扱いの確保等を図るため、この答申の趣旨を踏まえた条例の改正案を議会に上程されることを希望するものである。』

以上が、「答申に当たって」の部分である。

次に、利用目的以外の目的での利用の制限等について（特定個人情報（情報提供等記録を除く。）について）。

結論であるが、『実施機関が保有する特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」のみに限定する。』というものである。

『条例では、個人情報が適正に取得された場合であっても、その利用の仕方によっては個人の権利利益を侵害するおそれが生ずることから、保有個人情報の利用は、個

個人情報取扱事務の目的及び当該目的の達成のために必要な範囲内で行うことを原則とし、実施機関に保有個人情報の目的外の利用を原則禁止している。

ただし、例外として、次の場合には、保有個人情報の目的外の利用をすることができることを定めている。法令等に基づく場合、本人の同意があるとき、実施機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

番号利用法第9条では、個人番号の利用を社会保障・税・災害対策の3分野に限定し、その範囲内においてのみ、個人番号の利用を可能にしているものであり、番号利用法第29条第1項により読み替えて適用される行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下、「行政機関個人情報保護法」という。）第8条第1項及び第2項では、特定個人情報を一般の個人情報以上に厳格に保護することとしているため、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用ができる場合は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」に限定している。

以上の番号利用法の取扱いを踏まえ、実施機関が保有する特定個人情報（情報提供等記録を除く。）については、利用目的以外の目的で利用できる場合を国と同様に限定することが適当である。』

というものである。

目的外利用ができる場合を限定している理由について、まず番号利用法の9条で利用範囲が限定されていることと、読み替えて適用される行政機関個人情報保護法で一般の個人情報以上に厳格に保護しているということからそのような限定をしているというものである。

次に、情報提供等記録について。

結論であるが、『実施機関が保有する情報提供等記録は、利用目的以外の目的での利用を禁止する』というものである。

『番号利用法第30条第1項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第8条第1項及び第2項では、情報提供等記録の目的外利用は禁止されている。これは、情報提供等記録については、特定個人情報の一種で、情報提供ネットワークシステムを介した特定個人情報の照会・提供の記録、いわゆる当該システムに対するアクセス記録であり、その記録の性格上、利用目的以外の目的での利用が想定されないからとされている。

以上の番号利用法の取扱いを踏まえ、実施機関が保有する情報提供等記録は、国と同様に利用目的以外の目的での利用を禁止することが適当である。』

というものである。

次に、提供の制限について。

結論であるが、『実施機関が保有する特定個人情報は、番号利用法第19条の各号に該当する場合を除き、提供を禁止する。』

というものである。

『条例では、個人情報適正に取得された場合であっても、その提供の仕方によっては個人の権利利益を侵害するおそれが生ずることから、保有個人情報の提供は、個人情報取扱事務の目的及び当該目的の達成のために必要な範囲内で行うことを原則とし、実施機関に保有個人情報の目的外の提供を原則禁止している。

ただし、例外として、法令等に基づく場合、本人の同意があるとき又は本人に提供するとき、他の実施機関、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるときには、保有個人情報の目的外の提供をすることができることを定めている。

番号利用法では、特定個人情報を一般の個人情報以上に厳格に保護することとしているため、特定個人情報の提供は、番号利用法第19条各号に該当する場合を除き、禁止されている。

以上の番号利用法の取扱いを踏まえ、実施機関が保有する特定個人情報は、番号利用法第19条の各号に該当する場合を除き、提供を禁止することが適当である。』

というものである。

次に、開示、訂正及び利用停止について。

結論であるが、『実施機関が保有する自己を本人とする特定個人情報（情報提供等記録を除く。）は、本人及びその法定代理人のほか、本人の委任による代理人（任意代理人）も、開示請求、訂正請求及び利用停止請求ができることとする。』

『条例では、自己情報の開示等の請求は、本人からの請求により、当該本人に対して開示する等の制度であるので、本人が請求し得る限り一般に代理請求を認める実益に乏しく、また、広く代理請求を認めることは、本人の保護に欠けるおそれがあるとしているが、未成年者や成年被後見人のように本人が自ら開示等の請求をすることが困難な者もあることから、これらの法定代理人に限って代理請求を認めている。

社会保障・税番号制度においては、情報提供ネットワークシステムの導入に伴い不正な情報提供がなされる懸念があることから、開示請求、訂正請求及び利用停止請求といった本人参加の権利の実質的な保障が重要である。

このため、これらの権利が容易に行使できるよう、国においては情報提供等記録開示システムを整備して情報提供等の記録の開示等を容易に行えるようにするとともに、インターネット接続が困難で、かつ書面請求も困難な者についても容易に開示請求権等を行使できるよう、任意代理を認めることとしている。

以上の番号利用法の取扱いを踏まえ、国と同様に、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に係る開示請求、訂正請求及び利用停止請求については、本人及びその法定代理人に加え、任意代理人も請求できることとすることが適当である。』

というものである。

次に、情報提供等記録に関する開示、訂正請求について。

結論であるが、『実施機関が保有する自己を本人とする情報提供等記録は、本人及びその法定代理人のほか、任意代理人も、開示請求及び訂正請求ができることとする。』というものである。

『番号利用法第30条第1項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第12条及び第27条では、情報提供等記録についても、任意代理人による開示請求及び訂正請求を認めることとしている。なお、利用停止請求については、後述のとおり、認めていない。

以上の番号利用法の取扱いを踏まえ、国と同様に、情報提供等記録に係る開示請求及び訂正請求については、本人及びその法定代理人のほか、任意代理人も請求できることとすることが適当である。』

というものである。

次に、利用停止の請求の事由について。

結論であるが、『実施機関が保有する特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用停止請求を認める事由として、番号利用法において認められる次の場合を追加する。まず、番号利用法による読替後の行政機関個人情報保護法における目的外利用禁止規定に違反して利用されているとき、次に、番号利用法第20条（収集等の制限）に違反して収集・保管されているとき、続いて、番号利用法第28条（特定個人情報ファイルの作成の制限）に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき、最後に、番号利用法第19条（特定個人情報の提供の制限）に違反して提供されているとき。』

『条例では、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨から、開示を受けた保有個人情報について、適法に取得されたものでないとき、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず、利用目的以外の目的で利用又は提供されているときにおいては、何人も、当該保有個人情報の利用停止を請求することができることとしている。

番号利用法第29条第1項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第36条では、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）について、番号利用法に違反する行為のうち特に不適切なものが行われた場合にも利用停止請求を認めることとし、利用停止請求ができる事由として「次の場合」を追加している。「次の場合」は、先ほどの説明と同じである。

以上の番号利用法の取扱いを踏まえ、国と同様に、実施機関が保有する特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用停止請求事由として、番号利用法において認められる場合を追加することが適当である。』

というものである。

次に、情報提供等記録の利用停止請求について。

結論であるが、『実施機関が保有する情報提供等記録の利用停止請求は、認めないこ

ととする。』

というものである。

『番号利用法第30条第1項では、情報提供等記録については、利用停止請求を認めていない。

これは、情報提供等記録は、情報提供ネットワークシステムに対するアクセス記録であり、不正な行為を抑止し、かつ適法な情報連携を安定的に情報提供ネットワークシステムにおいて実現するためには、不法・不正な取得・提供がなされていないか、システム運用上支障の生じる取得・提供がなされていないか等を確認するために、情報提供等記録を利用し続ける必要性が極めて高いことから、利用停止請求を認めていないものである。

以上の番号利用法の取扱いを踏まえ、国と同様に、実施機関が保有する情報提供等記録についての利用停止請求は、認めないこととすることが適当である。』

というものである。

次に、情報提供等記録の開示・訂正に係る事案の移送について。

結論であるが、『実施機関が保有する情報提供等記録に係る開示請求及び訂正請求に対する決定を行う際、他の実施機関への事案の移送を行わないこととする。』

というものである。

『条例では、開示請求及び訂正請求に係る保有個人情報が他の実施機関により提供されたものであるときなどは、当該実施機関の判断にゆだねた方が適切かつ迅速な処理に資するので、このような事案に関しては、当該実施機関に移送することができることとしている。

番号利用法第30条第1項では、情報提供等記録に記録されるのは、どの機関からどの機関へ何の事務のためにどのような情報が授受されたかであり、情報提供等記録に関する不開示情報についても、あらかじめ典型的に確定し、記録・保管されているものであって、他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由がある場合が想定されなため、情報提供等記録に係る開示請求及び訂正請求に対する決定を行う際、他の実施機関への事案の移送を行わないこととしている。

以上の番号利用法の取扱いを踏まえ、実施機関が保有する情報提供等記録については、他の実施機関で開示請求及び訂正請求に対する決定をする場合が想定されなため、国と同様に他の実施機関への事案の移送を行わないこととすることが適当である。』

というものである。

次に、情報提供等記録の訂正に係る通知先について。

結論であるが、『実施機関が保有する情報提供等記録の訂正を行った場合は、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し、その旨を通知する。』

というものである。

『条例では、実施機関が保有個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、その旨を当該保有個人情報の提供先に書面で通知する義務があるとされている。

番号利用法第30条第1項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第35条では、情報提供等記録の訂正を行った場合は、情報照会者、情報提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣に対し、その旨を通知することとしている。

情報照会者、情報提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣に通知するのは、情報提供等記録は、どのような機関の間でどのような特定個人情報の授受が行われたかが記録されたものであり、情報照会者、情報提供者、そしてその仲介を行う情報提供ネットワークシステムの3か所で記録・保管されるものであるからである。

以上の番号利用法の取扱いを踏まえ、実施機関が保有する情報提供等記録の訂正を行った場合は、国と同様に、情報提供等記録を記録・保管している情報照会者、情報提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣に対し、その旨を通知することとすることが適当である。』

というものである。

次に、情報提供等記録に係る保護措置の要求について。

結論であるが、『実施機関が保有する情報提供等記録を実施機関以外のものに提供する場合は、提供先に対し、保護措置を講ずることを求めないものとする。』

というものである。

『条例では、保有個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、個人の権利利益が侵害されることのないようにするため、実施機関に対し、必要があると認めるときは、提供先に対し、当該個人情報について保護措置（個人情報の利用の目的若しくは方法の制限等又はその漏えい、滅失若しくはき損の防止等のために必要な措置）を講ずるよう求めることを義務付けている。

行政機関個人情報保護法第9条では、他の行政機関等に提供される保有個人情報について、利用目的以外の利用や漏えい等を防止するため、行政機関の長は、必要があると認めるときは、受領者に対して必要な措置を講ずることを求めることとしている。

保有個人情報を提供する場合、提供先に付与する制限としては、その利用の目的又は方法の制限のほか、取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は消去・返却等利用後の取扱いについての指示、所要の報告の要求等が考えられるとされている。

また、行政機関の長は、必要に応じ、措置要求した事項の遵守状況を把握し、その結果、措置要求が遵守されていない場合、その後の提供を停止したり、提供した保有個人情報の返却を求めることになるとされている。

一方、番号利用法第30条第1項では、特定個人情報について、番号利用法第19条各号により提供できる場合が明確に制限されるため、情報提供等記録については保護措置の要求を適用除外している。

情報提供等記録は、情報提供ネットワークシステムに対するアクセス記録であり、不正な行為を抑止し、かつ適法な情報連携を安定的に情報提供ネットワークシステムにおいて実現するためには、不法・不正な取得・提供がなされていないか、システム運用上支障の生じる取得・提供がなされていないか等を確認するために、情報提供等

記録を利用し続ける必要性が極めて高いことから、利用停止は認められておらず、また、その返却を求めることも認められていない。

以上の番号利用法の取扱いを踏まえ、国と同様に、情報提供等記録を実施機関以外のもに提供する場合は、提供先に対し、保護措置を講ずることを求めないものとするのが適当である。』

というものである。

次に、改正の必要がないと考えられる事項である。

結論であるが、『情報機器の結合による提供の制限に関する規定は、改正しない』というものである。

『条例では、個人情報通信回線を用いた情報機器等の結合により処理される場合は、大量かつ瞬時に入手、提供できるという特徴があり、行政サービスの向上と事務処理の効率化に大きな成果を発揮する反面、不可視の状態提供されるため、その取扱いの如何によっては、個人の権利利益を侵害する可能性も大きいことから、実施機関がこのような方法により保有個人情報を実施機関以外のもへ提供することを制限している。

例外として、「実施機関は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置が講じられていると認められる場合を除き、通信回線を用いて電子計算機その他の情報機器を結合する方法により、実施機関以外のもに保有個人情報を提供してはならない」と規定している。

しかし、番号利用法では、特定個人情報を適切に活用するため、情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供の求めを受けた者は、情報照会者に対し、特定個人情報を提供しなければならないとの提供義務を定めている。そのため、条例でオンライン結合規制を定めている地方公共団体についても、情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供を行う義務が課されることとなるので、本県の条例における情報機器の結合による提供を制限する規定の当該義務への抵触の有無を検討する。

番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供については、情報連携を行うことにより、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現に寄与するものとされていることから、住民サービスの向上が図られるので、公益上の必要があると考えられる。

また、特定個人情報を適切に取り扱うために必要な措置として、国では、次のことなどを講ずることとしている。ユーザー認証の管理において、ID・パスワード認証、生体認証など適切な認証方式を選択するよう設計を行うことや、アクセス権限の発行・失効の管理において、職員の役職やシステム運用者の役割に従って権限を設定するほか、アクセス権限の発行・失効管理が正しく実施されていることの確認を行うことなどにより、不正アクセスを防止するための適切な措置、データセンターや運用端末が置かれた部屋でのICカードや生体認証を用いた入退室管理、監視カメラの設置による端末や媒体の持ち出し・持ち込みの監視、ファイアウォール等の導入による通信制御、ネットワークを介した侵入検知や保護を行える侵入検知システム・侵入保護シ

システムの設置等により、漏えい、滅失又はき損の防止をするための適切な措置。

一方、番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供を本県が行うこととなる場合において、特定個人情報を適切に取り扱うためには、従前どおり現行の情報機器の結合による提供の制限に関する規定に基づき、必要な措置を講じていくこととしているので、例外に該当すると認められる。

以上のことを踏まえると、番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供については、条例における情報機器の結合による提供制限の例外である「公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置が講じられていると認められている場合」に相当すると考えられるので、改正する必要がないものである。』
というものである。

次に、費用負担について。

結論であるが、『実施機関が保有する特定個人情報の開示を受ける場合の費用に係る減免に関する規定は、設けないこととする。』

というものである。

『条例では、開示請求をして文書等の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならないこととしている。

行政機関個人情報保護法第26条では、開示請求をする者は実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならないとされている。

一般に、手数料は、国、地方公共団体又はこれらの機関が、特定の者に対し提供する役務に対する反対給付として、当該役務に要する費用を回収するために徴収するものであるが、行政機関個人情報保護法では、仮に、当該役務に要する費用を開示請求者に求めなければ、当該費用は租税等の一般財源によって賄われることになり、それについての国民の合意が得られているとは考えられないことから、開示請求制度を利用しない者との負担の公平を図る観点から適切な額の手数料を納めなければならないとされているものである。

なお、当該手数料には、開示決定等の通知書の発出、請求者に交付する写しの作成等開示請求の処理及び開示の実施のための事務における人件費、光熱費、消耗品費、送付に要する費用等の費用が考慮されている。

番号利用法第29条第1項及び第30条第1項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第26条では、個人番号は個人の同意なく国民全員に対し付番されるものであり、特定個人情報が不正に転々流通したり不正な取扱いがなされていないかとの国民の危惧に対応するためには、個人の経済的事情によらずに、個人自らが、特定個人情報を容易に確認できるようにすることが重要であるとの考えに基づき、開示請求手数料の減額又は免除の措置を講ずるものとしている。

国における開示請求手数料の減額又は免除の措置は、番号利用法施行令第33条で定められており、特定個人情報の開示の請求を受けた場合において、当該特定個人情報に係る本人が、経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、写

しの作成に要する費用を含めて開示請求に係る手数料を免除することとしている。

一方、本県の条例では、開示請求に係る手数料は徴収しておらず、開示の実施に当たっては、文書等の写しの交付を希望する場合に、当該写しの作成及び送付に要する費用等のみを徴収しており、文書等の閲覧、聴取又は視聴による場合は、当該閲覧等に要する費用は徴収していない。

以上、国では開示請求手数料として開示請求時に一律に徴収する手数料であり、開示請求者が写しの交付を希望する場合のみに実費を徴収する本県の費用徴収とは制度が異なること、番号利用法において減免規定を設けた趣旨である個人の経済的事情によらずに、個人自らが、特定個人情報情報を容易に確認を行える手段としての閲覧は無料でできること等を踏まえ、実施機関が保有する特定個人情報情報の開示を受ける場合の費用に係る減免に関する規定は、設けないこととすることが適当である。』

というものである。

次に、法令又は他の条例による開示の実施との調整について。

結論であるが、『法令又は他の条例による開示の実施との調整規定は、実施機関が保有する特定個人情報についても同様に適用することとし、改正しない。』というものである。

『条例では、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し、この条例に定める方法と同一の方法で開示請求に係る保有個人情報情報の開示を行うこととされているときは、当該法令等の定める手続によることとし、この条例に基づく同一の方法による保有個人情報情報の開示を行わないこととしている。

番号利用法により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法では、番号利用法附則第6条第5項において設置することとされている情報提供等記録開示システム(自分の特定個人情報情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認する機能等を有するシステム)によって、特定個人情報情報を自動的に開示する仕組みを予定している。当該システムでは、請求の方法も開示の方法も電磁的方法であり、かつ開示までに要する時間も極めて短時間となることが想定されているため、他の法令による開示よりも利便性が高いものと考えられることなどから、当該規定を適用除外することとしている。

国では、行政機関個人情報保護法は一般法であるので、個別法で開示できるのであれば個別法で開示を行うこととするのが、第25条の趣旨である。情報提供等記録開示システムは、行政機関個人情報保護法の規定に基づく開示の一方法として整備される電磁的方法のことである。他の法令において電磁的方法があつたとしても、情報提供等記録開示システムのほうが利便性が高い。他法令との調整規定(第25条)が存在すると、開示請求者は情報提供等記録開示システムという便利なものがあるのにそれを使わず、他の法令における電磁的方法しか利用できなくなってしまう。他法令における電磁的方法でも、情報提供等記録開示システムでも、どちらでも開示できるようにするため、他法令との調整規定の適用を除外する。ただし、情報提供等記録開示システムによる開示請求を行政機関個人情報保護法上の開示請求権と認めるためには、法律上求められる要件を情報提供等記録開示システムに実装しなければならず、現在、情報提供等記録開示システムの仕様の関係から検討中である。として

いることを踏まえると、情報提供等記録開示システムが本条例上の開示請求権と認められるかどうかは不明であるため、現時点では、法令又は他の条例による開示の実施との調整規定は、実施機関が保有する特定個人情報についても同様に適用することとし、改正する必要がないものである。』

最後に、改正条例の施行日について。

番号利用法附則第1条第4号に規定する日を（平成28年1月予定）としていたが、先般、国の方で施行日を定める政令が出たことから、1条4号に規定する日は、平成28年1月1日になったので、その部分の時点修正をしているものである。

【委員の意見等】

1 利用目的以外の目的での利用の制限等（特定個人情報（情報提供等記録を除く。））

会長 端的に言うと、現行の条例ではこうであると、だけでも番号法ではこうなると。だから番号法と同じように改正するということなのであろう。

そうすると、現行の条例では、目的外利用を原則禁止しているけれども、例外としてこういうのを定めていると。むしろ例外としてこういうことがあるということと言わなければいけない。

それに対して番号法では、そういう例外をむしろ認めずに、目的外利用ができる場合を限定している。だから条例も同じように改正ということ。

内容としてはよいと思う。

2 利用目的以外の目的での利用の制限等（情報提供等記録）

会長 これは現在ないものであるので、番号法で新たに出てくる記録だけでも、これは、その記録の性格上、こうであるということ。

3 開示等請求権（特定個人情報（情報提供等記録を除く。））

会長 「社会保障・税番号制度においては」としたのは、これは何か意味あるのか。

これは敢えて限定する必要があるのか。いわゆる番号法の制度の下では、現在この2つに限定しているから今は同じなのかもしれないけれども、これが広がる可能性がないわけではない。そういった場合に、任意代理が適用する場面というのは社会保障・税番号制度に限るということになると、かえっておかしくなるのではないか。

事務局 現行の制度では、社会保障・税番号制度というのは本人参加の権利を保障することが重要だということを国で言っているので、「制度においては」としたものである。

会長 それは、適用範囲が広がれば妥当しないこととなる。

事務局 このままだと、そうなる。

会長 そうするのであれば、それはそれでもいいが。

ただ、あまりそう限定する必要もないのではないかという気がする。私の感覚だと、こういう限定をしないで、むしろ「番号法の制度の下においては」とか、そういう表現でもいいような気がする。しかも、まとめのところが「以上の番号利用法の取扱いを踏まえ」となっているのだから、合わせた方がいいのではないか。

事務局 了解した。

4 開示等請求権（情報提供等記録）

会長 アクセス記録であるので、任意代理人にも広げるということで、これはこれでいい。

5 利用停止の請求（特定個人情報（情報提供等記録を除く。））

会長 番号法ではこういうふうなものを追加しているということなので、条例も同じようにするということである。

6 利用停止の請求（情報提供等記録）

会長 内容的には問題はない。

7 情報提供等記録の開示・訂正に係る事案の移送

会長 情報提供等記録なので、内容についての判断を伴うものではないので、他の実施機関に判断を委ねる必要はないということである。

8 情報提供等記録の訂正に係る通知先

会長 内容的にはいい。訂正をしたら皆に知らせるというだけである。

9 情報提供等記録に係る保護措置の要求

会長 保護措置の具体例としてこういうものが想定されていると。けども、情報提供等記録に関しては、想定されている保護措置をしてもあまり意味がないと。この情報の性格上、それほど有意性がないと。そういうことから法律では保護措置を適用除外していると、だから条例も同じでいいであろうということだと思う。
適用除外をしている制度趣旨も含めて、もう一度検討していただく。

10 情報機器の結合による提供の制限

会長 本県でも義務を負うことになる。例外の要件というのは2つあって、1つは公益上の必要その他の理由、もう1つは必要な措置が講じられているかである。公益上の理由というのは、それは法律が出来たからしょうがない。否定をするというわけにはいかない。もう1つの必要な措置として、そこで国と県と双方でちゃんとやるといふんだからいいということである。

11 費用負担

会長 国は一律に徴収する手数料だと、それに対して本県条例では実費を徴収しているだけだと。だから制度が違うんだと。

竹本委員 閲覧の時には、費用を徴収していない。

会長 番号法では、減免の措置を講じているけれども、これは一律の手数料なんだと。番号法とは違うけれども、別に改正をする必要はないということ言えばいいわけである。

竹本委員 行政機関個人情報保護法26条というの、実費の範囲内の手数料があって、それで手数料の減額、免除の措置を講ずるものとしているということである。

大矢委員 国の方は手数料であるということをおいておいた方がいいと思う。

竹本委員 手数料を納めなければいけないけれども、要は減額、免除の措置を講ずることができるとしていると。

本県は実費しか取っていないんだから、既にこの減免の措置を講じているのと同じということ。

会長 表現について、もう少し工夫していただく。

12 法令又は他の条例による開示の実施との調整

会長 これも、現在の条例では他の制度で開示手続がある場合にはそちらを使うと。ところが番号法によると、開示システムというのがあるので、こちらの方がより便利だと。なので、番号法の制度の方ではこちらを使ってくれとしていると。

ただ、開示システムに基づく請求が条例上の開示請求権として認められるかどうかはまだ不明だと。だから現時点では、改正をする必要がないということである。

内容的には問題はない。

13 総括

会長 ではもう少し検討してもらおう。

(以下は、案件(2)～(4)の不服申立て事案の審査部分につき、省略)